

七、第3条第1項第5号(極めて簡単に、かつ、ありふれた標章)

極めて簡単に、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

1. 「極めて簡単」について

「極めて簡単」な標章とは、その構成が極めて簡単なものをいう。

2. 「ありふれた」について

「ありふれた」標章とは、当該標章が一般的に使用されているものをいう。一般的に使用されていると認められるためには、必ずしも特定の商品又は役務を取り扱う分野において使用されていることを要しない。

(「ありふれた」に該当する例)

- ① 商品の品番、型番、種別、型式、規格等又は役務の種別、等級等を表した記号又は符号(以下「商品又は役務の記号又は符号」という。)として、一般的に使用されるもの
- ② 輪郭として、一般的に使用されるもの

3. 「極めて簡単に、かつ、ありふれた標章」について

(1) 「極めて簡単に、かつ、ありふれた標章」に該当するものとは、例えば、次のものをいう。

(ア) 数字について

数字は、原則として、「極めて簡単に、かつ、ありふれた標章」に該当する。

(イ) ローマ字について

- ① ローマ字の1字又は2字からなるもの
- ② ローマ字の2字を「-」で連結したもの
- ③ ローマ字の1字又は2字に「Co.」、「Ltd.」又は「K. K.」を付したもの。

ただし、「Co.」、「Ltd.」又は「K. K.」が、それぞれ「Company」、「Limited」又は「株式会社」を意味するものと認められる場合に限る。

(ウ) 仮名文字について

- ① 仮名文字(変体仮名を含む。)1字
- ② 仮名文字のうち、ローマ字の1字の音を表示したものと認識されるもの
- ③ 仮名文字のうち、ローマ字の2字の音を表示したものと認識されるもののうち、そのローマ字が商品又は役務の記号又は符号として一般的に使用されるもの

④ 仮名文字のうち、1桁又は2桁の数字から生ずる音を表示したものと認識されるもの

(例) 「トウエルブ」、「じゅうに」

⑤ 仮名文字のうち、3桁の数字から通常生ずる音を表示したものと認識されるもの

(例) ファイブハンドレッドアンドテン

(エ) ローマ字又は数字から生ずる音を併記したものについて

① ローマ字の1字に、その音を仮名文字で併記したもの

② 1桁又は2桁の数字に、それから生ずる音を併記したもの

(オ) ローマ字と数字を組み合わせたものについて

① ローマ字の1字又は2字の次に数字を組み合わせたもの

(例) A 2、A B 2

② 数字の次にローマ字の1字又は2字を組み合わせたもの

(例) 2 A

③ ①の次に更にローマ字を組み合わせたもの及び②の次に更に数字を組み合わせたものであり、かつ、ローマ字が2字以下により構成されるもの。

(例) A 2 B、2 A 5

ただし、③については、その組み合わせ方が、指定商品又は指定役務を取扱う業界において商品又は役務の記号又は符号として一般的に使用されるものに限る。

(カ) 図形について

1本の直線、波線、輪郭として一般的に用いられる△、□、○、◇、※、♡、盾等の図形

(キ) 立体的形状について

球、立方体、直方体、円柱、三角柱等の立体的形状

(ク) 簡単な輪郭内に記したものについて

簡単な輪郭内に、(ア)から(オ)までに該当するものを記したものは、原則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当すると判断する。

(2) 「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当しないものとは、例えば、次のようなものをいう。

(ア) ローマ字の2字を「&」で連結したもの

(イ) ローマ字の2字を、例えば、のように、モノグラムで表示したもの

(ウ) 仮名文字のうち、ローマ字の2字の音を表示したものと認識されるものは、原

則として、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」に該当しないと判断する。

(エ) 仮名文字のうち、3桁の数字から生ずる音を表示したものと認識されるが、通常生ずる音とは認められないもの

(例) ファイブテン

(オ) 特殊な態様で表されたもの

4. 音商標について

単音やこれに準ずる極めて短い音については、原則として、本号に該当すると判断する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○商標審査便覧

41.103.04 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて

56.03 位置商標における識別力の考え方について

○審判決要約集 (第3条第1項第5号)